

証券コード：168A
2026年4月8日

株 主 各 位

岡 山 市 南 区 新 保 6 6 0 - 1 5
株 式 会 社 イ タ ミ ア ー ト
代 表 取 締 役 社 長 伊 丹 一 晃

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.itamiarts.co.jp/investor-relations/stock/meeting/>
(上記ウェブサイトにアクセスして、「株主総会」をご選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/168A/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「イタミアート」又は「コード」に「168A」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年4月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月24日(金曜日) 午前10時(受付開始時刻 午前9時30分)
2. 場 所 岡山市中区浜二丁目3番12号
岡山プラザホテル 4階 鶴鳴の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

3. 目的事項 報告事項

1. 第27期(2025年2月1日から2026年1月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期(2025年2月1日から2026年1月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の一層の拡大を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方でウクライナ情勢の長期化や、中東地域における地政学的リスクの高まり、エネルギー・原材料価格の高止まり及び為替相場の変動等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、飲食店や小売店向けの販促需要に加え、各種イベント・催事の開催が定着したことにより、イベント会場装飾等を含む販促需要は堅調に推移いたしました。EC販売においては、前期に新たに開設した「ノベルティキング」を中心に、新規顧客の獲得を目的とした積極的なプロモーション活動やSEO対策の強化により主要サイトへの流入数が増加し、売上拡大に寄与いたしました。また、主要取引先との提携商品の拡大に加え、既存法人顧客への深耕営業を強化した結果、受注の拡大につなげることができました。

さらに、当連結会計年度より東京ネオプリント株式会社を連結の範囲に含めたことにより、同社の業績が寄与しました。同社は少品種・大ロット生産を得意としており、安定した供給体制及びスケールメリットを活かしたコスト競争力を有しております。これにより、当社グループが従来強みとしてきた多品種・小ロット対応型の販売体制との補完関係が強化され、商品ラインナップの拡充及び収益基盤の強化が進展いたしました。今後は、生産効率の向上や原価低減効果の発現を通じてグループ全体の競争力向上を図ってまいります。

なお、東京ネオプリント株式会社の株式の取得日を2025年6月30日としているため、当連結会計年度は東京ネオプリント株式会社の2025年7月1日から2025年12月31日までの6か月間を連結しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,761,203千円、営業利益は216,602千円、経常利益は224,435千円、親会社株主に帰属する当期純利益は151,367千円となりました。なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

事業の商品別売上高

区 分	第 27 期 (2026年1月期) (当連結会計年度)	
	金 額	構 成 比
の ぼ り	2,359,257千円	49.5%
幕	1,191,782	25.0
う ち わ	213,351	4.5
冊 子	183,988	3.9
そ の 他	812,822	17.1
合 計	4,761,203	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は896,809千円です。その主なものは、印刷機械等として418,222千円のほか、従業員の駐車場用の土地等として175,219千円などがあります。

③ 資金調達の状況

当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として966,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年6月30日付で東京ネオプリント株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (当連結会計年度) (2026年1月期)
売 上 高 (千円)	4,761,203
経 常 利 益 (千円)	224,435
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	151,367
1株当たり当期純利益 (円)	102.97
総 資 産 (千円)	5,061,454
純 資 産 (千円)	1,327,325
1株当たり純資産額 (円)	902.94

(注) 1. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2023年1月期)	第 25 期 (2024年1月期)	第 26 期 (2025年1月期)	第 27 期 (当事業年度) (2026年1月期)
売 上 高 (千円)	2,506,542	3,112,305	3,605,561	4,150,725
経 常 利 益 (千円)	127,096	221,504	244,397	271,202
当 期 純 利 益 (千円)	91,817	153,192	165,042	153,565
1株当たり当期純利益 (円)	87.45	145.90	118.47	104.47
総 資 産 (千円)	2,227,252	2,526,843	3,645,209	4,388,667
純 資 産 (千円)	270,182	421,087	1,204,370	1,328,535
1株当たり純資産額 (円)	257.32	401.04	819.30	903.77

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2022年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第24期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東京ネオプリント株式会社	40百万円	100%	宣伝広告用のぼり旗・横断幕・タペストリー・その他ノベルティ等の製造販売

(注) 2025年6月30日に東京ネオプリント株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の業績の見通しといたしましては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続を背景に、緩やかな回復基調を維持するものと見込まれます。一方で、原材料・エネルギー価格の変動や為替相場の動向、地政学的リスクの高まりなど、企業活動に影響を及ぼす不透明要因も引き続き注視が必要な状況にあります。

このような環境のなか、当社グループは、個人顧客を中心とした大型SP商材販売におけるEC化の進展を成長機会と捉え、更なる売上拡大に取り組んでまいります。デジタルマーケティングの強化やSEO対策の高度化、新商品の継続的な投入、オウンドメディアの充実等を推進し、集客力及び顧客基盤の拡大を図ってまいります。

また、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、新型プリンタの導入や製造工程自動化のためのロボット投資等を引き続き推進するとともに、当連結会計年度よりグループに加わった子会社の有する少品種・大ロット生産体制を活用し、売れ筋商品の安定供給及びスケールメリットを活かした原価低減を進めてまいります。これにより、当社が従来強みとしてきた多品種・小ロット対応型ビジネスとの補完関係を強化し、グループ全体としての供給体制の最適化及び収益基盤の強化を図ってまいります。

さらに、ロス率の低減や業務プロセスの自動化、グループ内の購買・物流機能の効率化を推進することで、経営効率の向上と競争力の強化に努めてまいります。

以上の施策を着実に実行することで、持続的な成長及び企業価値の向上を目指してまいります。

上記に加え、コンプライアンスの徹底、適切なリスク管理並びにSDGsの推進等を行い、当社グループの社会的価値も高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

SP (セールスプロモーション) 商材の企画・制作・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年1月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 本 社 工 場	岡山市南区
七 日 市 工 場	岡山市北区
十 日 市 工 場	岡山市北区

② 子会社

東京ネオプリント株式会社	本社 (東京都墨田区)、水海道工場 (茨城県常総市)
--------------	----------------------------

(7) 使用人の状況 (2026年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
S P 商材の企画・制作・販売事業	189 (224) 名	- (-)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
133 (213) 名	19名増 (22名増)	28.8歳	3.5年

- (注) 使用人数は就業人員であり、パート及び派遣社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	1,364,451千円
株式会社中国銀行	338,308
株式会社トマト銀行	326,664

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,880,000株
- ② 発行済株式の総数 1,470,000株
- ③ 株主数 1,601名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社イタミホールディングス	530,000株	36.05%
伊丹晃	216,500	14.73
K&Pパートナーズ3号投資事業有限責任組合	82,000	5.58
日本証券金融株式会社	44,600	3.03
吉本剛	30,000	2.04
伊丹礼子	23,000	1.56
黒田久泰	23,000	1.56
上田八木短資株式会社	15,000	1.02
田口康幸	14,000	0.95
石井田澄江	13,800	0.94

(注) 自己株式は保有していません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年1月14日	2021年8月17日
新 株 予 約 権 の 数		36個	70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,600株 (新株予約権1個につき 100株) (注) 2 4	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき 100株) (注) 2 4
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり 1,000円) (注) 3 4	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 1,500円) (注) 3 4
権 利 行 使 期 間		2023年 2月 1日から 2030年11月30日まで	2023年 9月 1日から 2031年 7月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 36個 目的となる株式数 3,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	—	—
	監 査 役	—	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名

(注) 1. 第1回及び第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場し、上場した日より3年が経過するまでは新株予約権を行使することができないものとする。

- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
2. 株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り上げる。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 2022年12月15日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	伊 丹 一 晃	株式会社イタミホールディングス代表取締役 東京ネオプリント株式会社代表取締役
取 締 役	伊 丹 亮 平	業務本部長 兼 業務部部长 東京ネオプリント株式会社取締役
取 締 役	一 ノ 瀬 達 也	管理本部長 兼 管理部部长 東京ネオプリント株式会社取締役
取 締 役	河 田 肇	商品本部長 兼 第二商品部部长 東京ネオプリント株式会社取締役
取 締 役	稲 葉 雄 一	B B D イ ニ シ ア テ ィ ブ 株 式 会 社 代 表 取 締 役
取 締 役	田 丸 浩 昭	株式会社日本能率協会コンサルティング エグゼクティブフェロー
常 勤 監 査 役	野 瀬 洋 輔	東京ネオプリント株式会社監査役
監 査 役	上 田 宗 則	北浜経営コンサルティング株式会社代表取締役 北浜経営会計事務所所長 株式会社ファーストステージ社外取締役 株式会社ラングローブ社外取締役 株式会社ジョヴィ社外取締役 大阪木材市場株式会社社外監査役
監 査 役	村 島 雅 弘	村島国際法律事務所代表 グントーホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ブロードエンタープライズ社外監査役 バンク・アンド・オルフセン・ジャパン株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役稲葉雄一氏及び取締役田丸浩昭氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役野瀬洋輔氏、監査役上田宗則氏及び監査役村島雅弘氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役上田宗則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役村島雅弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
該当事項はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。当該保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、その保険料は会社が全額負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

取締役（社外取締役を含む）の基本報酬は、固定報酬とし、職責、実績、指名報酬委員会の評価、その他会社の業績等を総合考慮してその額を決定し、月例で支払う。

b. 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	79,040千円 (4,800)	79,040千円 (4,800)	－ 千円 (－)	－ 千円 (－)	6名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－	－	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	88,640 (14,400)	88,640 (14,400)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年4月28日開催の第21期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

3. 監査役の金銭報酬の額は、2020年4月28日開催の第21期定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）であります。

⑥ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役稲葉雄一氏は、BBDイニシアティブ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役田丸浩昭氏は、株式会社日本能率協会コンサルティングのエグゼクティブフェローであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上田宗則氏は、北浜経営コンサルティング株式会社の代表取締役、北浜経営会計事務所長の所長であり、株式会社ファーストステージ、株式会社ラングローブ及び株式会社ジョヴィの社外取締役並びに大阪木材市場株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村島雅弘氏は、村島国際法律事務所の代表、ダントーホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社ブロードエンタープライズの社外監査役及びバング・アンド・オルフセン・ジャパン株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 稲 葉 雄 一	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 田 丸 浩 昭	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。長年にわたり生産改善、原価管理や物流等のコンサルティングに携わり、生産管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営課題について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 野 瀬 洋 輔	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレートガバナンスについて適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 上 田 宗 則	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 村 島 雅 弘	<p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。加えて、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2025年4月25日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任しました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,130千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,130

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、監査業務引き継ぎの監査業務報酬等として、1,200千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、今後の成長に向けた事業資金を確保するため、内部留保の充実に重点を置きつつ株主利益の最大化とのバランスを図りながら、業績動向及び財政状態等を総合的に判断したうえで、配当性向15～20%を目安に配当を実施していく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,557,922	流 動 負 債	1,261,021
現金及び預金	727,538	買掛金	151,068
受取手形	14,428	契約負債	6,548
電子記録債権	32,181	1年内返済予定の長期借入金	661,113
売掛金	454,384	未払法人税等	45,758
商品及び製品	34,467	リース債務	1,554
仕掛品	71,755	賞与引当金	32,136
原材料及び貯蔵品	111,047	その他	362,841
その他	112,118	固 定 負 債	2,473,107
固 定 資 産	3,503,531	長期借入金	2,273,851
有形固定資産	3,325,793	リース債務	5,478
建物及び構築物	1,231,603	繰延税金負債	34,619
機械装置及び運搬具	744,408	退職給付に係る負債	86,244
土地	955,992	資産除去債務	27,488
建設仮勘定	381,300	その他	45,425
その他	12,488	負 債 合 計	3,734,128
無形固定資産	35,582	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	142,155	株 主 資 本	1,326,337
投資有価証券	7,479	資 本 金	459,620
繰延税金資産	47,202	資 本 剰 余 金	361,620
その他	87,473	利 益 剰 余 金	505,097
資 産 合 計	5,061,454	その他の包括利益累計額	987
		その他有価証券評価差額金	987
		純 資 産 合 計	1,327,325
		負 債 純 資 産 合 計	5,061,454

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,761,203
売上原価	3,047,505
売上総利益	1,713,697
販売費及び一般管理費	1,497,095
営業外収益	216,602
受取利息	1,311
受取配当金	105
受取家賃	23,791
売電収入	4,889
保険解約返戻金	6,824
その他	1,512
営業外費用	38,434
支払利息	20,185
賃貸費用	6,219
売電費用	2,053
その他	2,141
経常利益	30,600
特別利益	224,435
固定資産売却益	2,120
負債のれん発生益	44,632
特別損失	46,752
固定資産除却損	3,504
リース解約損	3,089
減損損失	52,038
税金等調整前当期純利益	58,632
法人税、住民税及び事業税	212,556
法人税等調整額	76,251
当期純利益	△15,062
61,188	151,367
親会社株主に帰属する当期純利益	151,367

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	992,228	流動負債	994,760
現金及び預金	445,186	買掛金	74,702
売掛金	320,424	1年内返済予定の長期借入金	544,263
電子記録債権	4,491	未払金	197,289
商品及び製品	34,467	未払費用	4,418
仕掛品	27,239	未払法人税等	45,510
原材料及び貯蔵品	61,914	契約負債	6,548
前渡金	57,466	預り金	9,625
前払費用	34,959	前受収益	150
その他の	6,077	賞与引当金	28,436
固定資産	3,396,438	その他の	83,816
有形固定資産	2,935,599	固定負債	2,065,371
建物	1,203,583	長期借入金	2,021,172
構築物	27,814	退職給付引当金	10,715
機械及び装置	713,565	資産除去債務	27,488
車両運搬具	13,193	その他の	5,996
工具、器具及び備品	10,737	負債合計	3,060,131
土地	621,692	(純資産の部)	
建設仮勘定	345,011	株主資本	1,328,535
無形固定資産	35,582	資本金	459,620
ソフトウェア	34,461	資本剰余金	361,620
その他の	1,120	資本準備金	361,620
投資その他の資産	425,256	利益剰余金	507,295
関係会社株式	360,069	その他利益剰余金	507,295
出資金	40	特別償却準備金	2,427
長期前払費用	2,996	繰越利益剰余金	504,868
繰延税金資産	47,202	純資産合計	1,328,535
その他の	14,948	負債純資産合計	4,388,667
資産合計	4,388,667		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,150,725
売上原価	2,465,617
売上総利益	1,685,108
販売費及び一般管理費	1,416,108
営業利益	268,999
受取利息	958
受取家賃	23,791
受取電収	4,889
その他	4,019
営業外費用	33,658
支払利息	17,026
支払貸借費用	6,219
支払電費	2,053
その他	6,156
経常利益	31,455
特別利益	271,202
固定資産売却益	1,936
特別損失	3,504
固定資産除却損	3,089
リース解除損	52,038
減損	58,632
税引前当期純利益	214,506
法人税、住民税及び事業税	76,003
法人税等調整額	△15,062
当期純利益	153,565

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

株式会社イタミアート
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	平 塚	博 路
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	稲 積	博 則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イタミアートの2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イタミアート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

株式会社イタミアート
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士 平 塚	博 路
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士 稲 積	博 則
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イタミアートの2025年2月1日から2026年1月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月24日

株式会社イタミアート 監査役会
常勤社外監査役 野 瀬 洋 輔 ㊞
社 外 監 査 役 上 田 宗 則 ㊞
社 外 監 査 役 村 島 雅 弘 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、今後の業容拡大と経営基盤強化のための内部留保の充実を図りつつ、株主への利益配分を検討していく方針を基本としております。

第27期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額 29,400,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年4月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	再任 伊丹 一 晃	代表取締役社長	
2	再任 伊丹 亮 平	取締役 業務本部長 兼 業務部部长	
3	再任 一ノ瀬 達 也	取締役 管理本部長 兼 管理部部长	
4	再任 河田 肇	取締役 商品本部長	
5	新任 吉田 昭 彦	商品本部DTP部部长 兼 内部監査室室長	
6	再任 稲葉 雄 一	社外取締役	社外取締役 独立役員
7	再任 田丸 浩 昭	社外取締役	社外取締役 独立役員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	いたみ かずあき 伊丹 一晃 (1970年3月4日)	1990年4月 西日本法規出版(株)入社 1995年7月 個人事業主としてアトック創業 1999年2月 (有)イタミアート (現当社) 設立、代表取締役 2004年12月 (株)イタミアートに組織変更、代表取締役社長 (現任) 2008年11月 うちわ(株) (のちの旧(株)イタミ) 設立、非常勤取締役 2019年1月 (株)イタミホールディングス設立、代表取締役 (現任) 2019年12月 (株)イタミ (旧(株)イタミから新設分割。旧(株)イタミは2020年1月当社に吸収合併) 設立、非常勤取締役 2025年6月 東京ネオプリント(株)代表取締役 (現任)	216,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊丹一晃氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、ECサイトを通じたセールスプロモーション商材の販売という当社ビジネスモデルの創出を主導してきました。その知識及び経験は、当社の存在意義や企業価値向上に資すると判断したためであります。</p>			
2	いたみ りょうへい 伊丹 亮平 (1981年8月6日)	2004年8月 (株)アルファ入社 2008年11月 当社入社 2014年4月 当社マーケティング部長 2017年2月 当社執行役員マーケティング部長 2019年1月 当社取締役業務本部長 (現任) 2025年6月 東京ネオプリント(株)取締役 (現任)	2,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊丹亮平氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役業務本部長や販売及びマーケティング部門の責任者を務め、業務に関する高い見識を有していることから取締役候補者としたものです。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	いちのせ たつや 一ノ瀬 達也 (1980年4月11日)	2005年4月 はるやま商事(株) (現株)はるやまホールディングス) 入社 2019年4月 同社経理部長兼経営企画部長 2023年6月 当社入社 管理部長 2024年4月 当社取締役 2024年8月 当社取締役管理本部長 (現任) 2025年6月 東京ネオプリント(株)取締役 (現任)	-
【取締役候補者とした理由】 一ノ瀬達也氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役管理本部長を務め、業務に関する高い見識を有していることから取締役候補者としたものです。			
4	かわた はじめ 河田 肇 (1964年5月26日)	1987年4月 川西医科器械(株) (現オルバヘルスケアホールディングス(株)) 入社 2006年9月 同社取締役執行役員 I R 担当 2012年9月 同社取締役執行役員管理本部長 2013年9月 同社内部監査室室長 2014年10月 (株)ライフケア出向 2015年7月 (株)カワニシホールディングス (現オルバヘルスケアホールディングス(株)) 経営企画室人材グループ 2021年8月 当社取締役管理本部長 2024年8月 当社取締役 2024年9月 当社取締役商品本部長 (現任) 2025年6月 東京ネオプリント(株)取締役 (現任)	-
【取締役候補者とした理由】 河田肇氏を取締役候補者とした理由は、当社の取締役管理本部長や取締役商品本部長を務め、業務に関する高い見識を有していることから取締役候補者としたものです。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	よしだ あさひこ 吉田 昭彦 (1968年7月2日)	1991年 4月 (株)日本交通公社入社 1997年 2月 (株)SHOW-YA projecT入社 2000年 4月 (株)ベネッセコーポレーション入社 2015年10月 (株)エヌイーホールディングス入社 2021年12月 当社入社、管理本部管理部管理課課長 2023年 7月 当社内部監査室室長（現任） 2025年 2月 当社商品本部DTP部部长（現任）	—
<p>【取締役候補者とした理由】 吉田昭彦氏を取締役候補者とした理由は、当社の内部監査部門の責任者やDTP部部长を務め、業務に関する高い見識を有していることから取締役候補者としたものです。</p>			
6	いなば ゆういち 稲葉 雄一 (1968年4月29日)	1998年 2月 (株)博報堂キャプコ（現(株)博報堂D Yキャ プコ）入社 1998年 7月 (株)メンバーズ入社 1999年 2月 (株)インピリック電通（現(株)電通ダイレク ト）入社 2001年 4月 (株)電通テック入社 2006年10月 ナレッジスイート(株)（現ブルーテック 株）設立、代表取締役 2021年 1月 当社社外取締役（現任） 2022年10月 ブーストマーケティング(株)設立、代表取 締役 2023年 4月 B B Dイニシアティブ(株)設立、代表取締 役（現任） 2023年12月 ブーストマーケティング(株)取締役（現 任） (重要な兼職の状況) B B Dイニシアティブ(株)代表取締役	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 稲葉雄一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり企業の経営に携わり、会社経営全般について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の経営課題について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

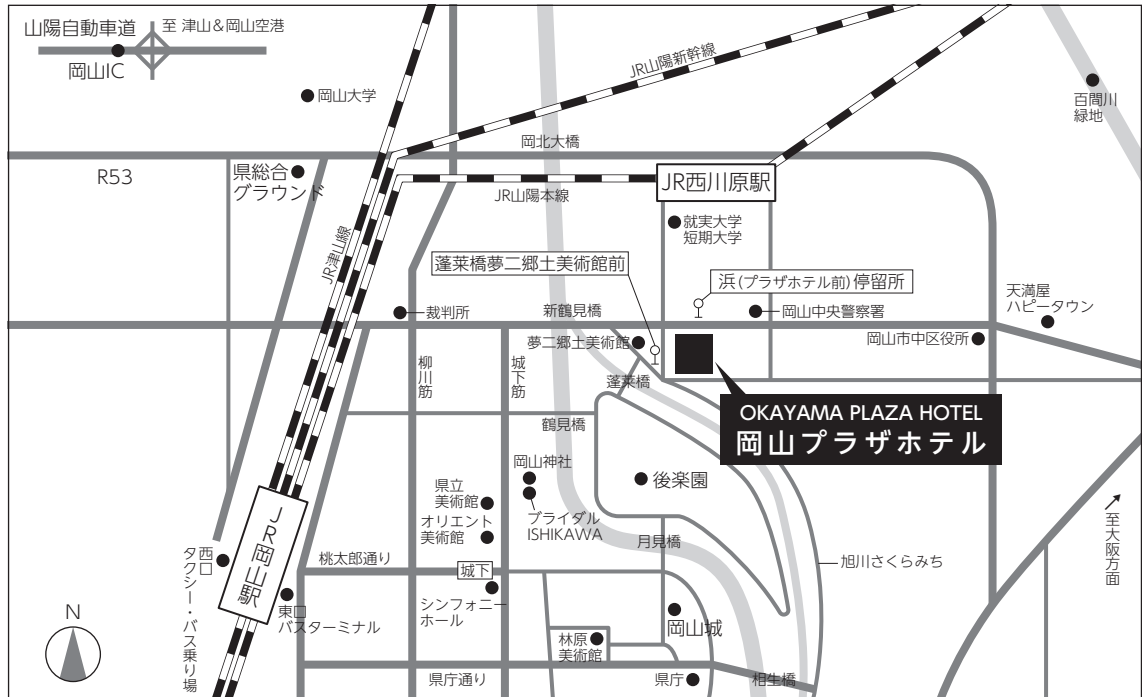
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	た ま る ひ ろ あ き 田丸 浩昭 (1962年8月10日)	1986年 4月 (株)日本能率協会コンサルティング入社 2017年 1月 (株)日本アレフ入社、取締役副社長 2017年 7月 同社代表取締役 2023年 8月 同社相談役 2023年11月 (株)日本能率協会コンサルティング エグ ゼクティブフェロー (現任) 2024年 4月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)日本能率協会コンサルティング エグゼクティブフェ ロー	-
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>田丸浩昭氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり生産改善、原価管理や物流等のコンサルティングに携わり、生産管理について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に当社の生産管理について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲葉雄一氏及び田丸浩昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲葉雄一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年3カ月となります。
4. 田丸浩昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、稲葉雄一氏及び田丸浩昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2. (3)会社役員の状況」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、稲葉雄一氏及び田丸浩昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：岡山市中区浜二丁目3番12号
岡山プラザホテル 4階 鶴鳴の間
TEL (086) 272-1201



- 交通
- ・ J R岡山駅東出口からタクシーで約5分
 - ・ 宇野バス J R岡山駅東口 1番乗り場 (東岡山線) 約8分 (浜 (プラザホテル前) 停留所)
 - ・ J R西川原駅から徒歩で約15分
 - ・ 岡電バス J R岡山駅東口 1番乗り場 (藤原団地行) 約20分 (蓬萊橋夢二郷土美術館前)
 - ・ 岡山 I . C . から車で約20分
 - ・ 岡山桃太郎空港よりタクシーで約30分